

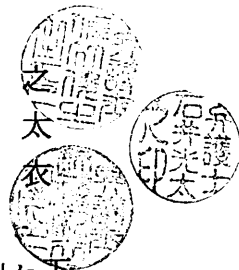
令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)  
原告 江本浩二 外58名  
被告 沼津市長 頼重秀一

## 準備書面(13)

令和8年2月12日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹俊  
同 弁護士 石井光太  
同 弁護士 近藤麻衣



原告側準備書面(9)において、沼津市が本件新中間処理施設の位置を山ヶ下町(一ノ洞)とする都市決定を行ったことは、静岡県が、令和3年3月に、本件新中間処理施設の位置を香貫地区(二ノ洞)と定めた「東駿河湾広域都市計画-都市計画地域の整備、開発及び保全の方針 令和3年(2021年)3月」(甲69、15ページ)に違反すると主張した。当該主張について主張を補足する。

### 1 焼却炉の建設位置の変更に対して、所定の手続き取らない重大な瑕疵

#### (1) 当初の計画時と場所変更した際の法令上手続きを欠いていた

本件新中間処理計画は、当初(令和4年)の計画公表時には、二ノ洞に予定していた。上記県の令和3年の都市計画決定は、そのためのものである。ところが、沼津市は、突然同じ新中間処理計画と言いながら焼却炉の建設位置を変更し、当初の二ノ洞から一ノ洞、そして二ノ洞と一ノ洞(その間にある香貫山の岸壁も使用)に設置する計画に変更した。

ちなみに二ノ洞の町名は、上香貫である。そして一ノ洞は、山ヶ下町である。今沼津市が進めようとしている計画地は、二ノ洞と一ノ洞(その間にある香貫山の岸壁も使用)であるため、この変更した計画に基づき用途変更し、住民への周知と意見聴取等の手続きを経て、焼却施設の都市計画決定をする必要があった。

しかし、用途地域の変更や都市計画決定の変更決定が行われていないことが、重要な問題点である。

#### (2) 第2種住居地域から焼却施設を新設する場合の必要手続き

本件計画用地である香貫山の洞の現状は、三ノ洞には、現在の焼却場、二ノ洞は旧の焼却場、一ノ洞には、旧し尿処理施設の跡地である。しかし、今回計画している二ノ洞と一ノ洞は、今もって第二種住居地域である。これまで焼却施設やし尿処理施設を立地するに際して都市計画法に基づき準工業地域への用途地域の変更を行っていなかったため、その点は本件とはかかわりが無いため、今回

はこれ以上言及しないが、法制度上は、次の二段階の都市計画手続きが必要になる。

①用途地域の変更（第2種住居から準工業地域：都市計画法）

②焼却施設の敷地位置の都市計画決定（建築基準法第51条）

この用途地域の変更は、都市計画法第9条、15条、17条に定められている。

なぜ県が決定するのかと言うと、ごみの清掃工場の場合その影響が1市町村にとどまらないため、県審議会の案件とし、答申は県知事に届けられ決定するという手続きを経る。

そして重要な点は、まず用途地域の変更については、以下のように進められる。

1) 計画立案した沼津市の都市計画担当部局が、「対象地番」「町名：上香貫や山ヶ下町」「変更理由を明示した都市計画変更案」を作成する。

2) 次に縦覧と意見募集を行うことが都市計画法第17条に明記されている。

振り返って今回の事例でいうと当初（令和四年）二ノ洞（上香貫）に計画したとき、県の審議会は、それを受けて「香貫地区」として地番を定め、住民への縦覧を行う。

そして周辺地域である清水町の外原区住民からの意見にも丁寧に答えている。ところが、当初の二ノ洞（上香貫）から現状の「二ノ洞と一の洞（その間にある香貫山の岸壁も使用）」に焼却炉の立地位置が変更されたのに、変更在即した用途地域変更や縦覧・意見募集等の手続きを取ってこなかった。

3) 市の都市計画審議会

手続き的には、市の都市計画審議会で計画の妥当性や整合性について論議する

4) 県の都市計画審議会

審議対象は、提案された内容に限定されるため、当然対象地番は、「二ノ洞（上香貫）」であり、それが変更された時カバーできるわけではなく、新たに用途地域の手続きから始める必要がある。

この用途地域の変更手続きが終わったのち、「焼却施設の敷地位置の都市計画決定」（建築基準法第51条）を行う。

ここでは、焼却炉の建設される敷地の位置、「地番」「町名」「区域図」「単独敷地か複数敷地か」「香貫地区なのか複数敷地か」などが定められる。

この都市計画決定に当たっても、縦覧・意見募集が行われ、住民参加が制度上の核心となっている。

このように見てきたときに原告側が主張した、現状計画されている焼却施設の位置が「二ノ洞」から「二ノ洞と一の洞（その間にある香貫山の岸壁も使用）」

に変更されているのに、改めて用途地域の変更や焼却施設の敷地位置の都市計画決定を行わず、当初の二ノ洞の計画の時に県の審議会で行った「香貫地区」のままそれを使おうとした違法は、形式的な手続き違背ではなく、住民参加制度が行われていないといった重大な違法である。

なお香貫山の岸壁部分は、公有地と考えられ、その底地である敷地を準工業地域に切り替える事も、手続きをおこなう必要がある。

## 2 土壌汚染により上香貫地区（二ノ洞）への新中間処理施設建設が支障をきたしていたこと

被告は、「東駿河湾広域都市計画 - 都市計画地域の整備、開発及び保全の方針 令和3年（2021年）3月」は、本件新中間処理施設のおおよその位置を定めたものであり、山ヶ下町（一ノ洞）に新中間処理施設を建設しても違法はないものと主張していた。

まず、沼津市は平成27年7月に新中間処理施設整備基本計画を策定し旧焼却場（昭和41年～51年度稼働）の跡地である沼津市上香貫二ノ洞に新中間処理施設を建設することとし、静岡県により「東駿河湾広域都市計画 - 都市計画地域の整備、開発及び保全の方針 令和3年（2021年）3月」（甲69）が策定された。

しかし、上香貫地区（二ノ洞）は旧焼却場の跡地だったことから焼却灰を原因とする土壌汚染のおそれがあった。そこで、平成29年度から地歴調査が実施され、旧焼却場の敷地内69箇所（1区画10m×10m）の土壌汚染の有無を調査した。

その結果、令和3年8月には3区画（300㎡）から土壌汚染対策法に定める指定基準を上回る「鉛及びその化合物」が検出された（甲83）。そこで汚染された区画の特定有害物質の汚染土の除去をしなければ、上香貫二ノ洞に新中間処理施設を建設することができなくなった。

本来であれば、土壌汚染対策法にもとづき、汚染土の除去を進め、除染が終わってから、二ノ洞に建設することが都市計画の履行である。

しかし、沼津市は、除染を行うと時間がかかり本件中間処理施設の建設が遅れると判断し、し尿処理施設跡地だった一ノ洞に変更したと考えられる。

そして、令和4年9月頃から、「上香貫二ノ洞」だけでなく「山ヶ下町一ノ洞」も含めた約24000㎡余りの敷地に建設することとなった。

その結果、静岡県の都市計画とは異なる内容で本件中間処理施設の建設が進められることとなった。

したがって、本件中間処理施設の位置が、山ヶ下町（一ノ洞）に変更となった理由は、静岡県の「東駿河湾広域都市計画 - 都市計画地域の整備、開発及び

保全の方針 令和3年(2021年)3月」がおおよその位置を定めたからというのではなく、土壌汚染の発覚により、建設場所の変更を考え、なおかつそれに伴い行わなければならない都市計画法に基づく手続きを違法に省略するという行政にあるまじき対応が行われたためである。

### 3 沼津市の都市計画決定が違法性を治癒するものではないこと

本件中間処理施設の建設工事は、令和6年1月から始められ(資料3 工事着手前)、令和8年1月には丘陵地部分の工事もほぼ完了した(資料4)。

本来であれば、静岡県都市計画決定を「上香貫二ノ洞」から「上香貫二ノ洞と山ヶ下町一ノ洞」と変更する必要があり、それに伴い用途地域変更からやり直す必要があった。

しかし、この点について、被告は「本市は、市町村が定める都市計画と都道府県が定めた都市計画の基本的な方針との整合を求める都市計画法15条第3項及び都市計画決定の際に都道府県との協議を求める同法19条3項の規定に基づき、静岡県と協議を行った上、都市計画決定をしていることから、何ら違法性は存在しない。」(被告準備書面6・2ページ(2)ア)と、沼津市の都市計画決定の存在により、上記1で述べた中間処理施設の用地の変更には違法性がないと主張している。

まず、都市計画法第15条各号では、都市計画の決定について、県と市の役割分担が規定されている。

たしかに、都市計画法第15条の定めからは、ごみ焼却場に係る都市計画決定は市町村に権限があるとも解される。

しかし、「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画(都市計画法第15条第1項第5号)については、県が都市計画を行うとされ、「市町村が定める都市計画は、(中略)、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。」(都市計画法第15条第3項)と定められている。

市町村をまたがる事業に該当する場合は、市町村単独で都市計画決定しても、それが県決定との整合性が問われるようになっている。

沼津市新中間処理施設の場合は、沼津市と隣町の清水町住民の利害関係人が住む自治会があり、その整合性を図るために都市計画法では広域の視点から県の都市計画決定を義務付けており、ごみ焼却場の場合、両者が全く同じ場所であればならないとしているのである。

繰り返すが、静岡県の都市計画決定が本件新中間処理施設の予定地を「上香貫地区」としたのは、当初の二ノ洞への建設計画を対象とした都市計画上の手

続きであり、変更後の予定地を「上香貫二ノ洞」から「上香貫二ノ洞と山ヶ下町一ノ洞」とした都市計画を行わなかった瑕疵は隠すことができない。

被告は、本件新中間処理施設の予定地については、沼津市の都市計画で決定できると主張しているようであるが、都市計画法第15条第4項では「市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとする」とされている。先に主張した点に加え、言っておきたい。したがって、沼津市により、本件中間処理施設の予定地を「上香貫二ノ洞と山ヶ下町一ノ洞」とする都市計画決定がなされているため違法性がないという主張は誤りである。

また都市計画決定で焼却場の敷地の位置を、「おおよその地域」等という表現でまとめる事の問題、変更した約24000㎡の敷地の位置を決定しなければ焼却場は建てられないのは言うまでもない。

以上